

花巻地区合同庁舎自家用発電設備保守点検業務仕様書

1 業務の概要

この業務は、照明及び動力設備の非常用電源として使用する自家用発電設備について、消防法に基づく保守点検を行い正常な機能を維持することにより、停電時における各設備への電源供給に万全を期するものである。

2 業務場所

花巻地区合同庁舎（花巻市花城町1-41）

3 適用範囲

保守点検の対象となる機器は、別紙「保守機器明細書」のとおりとする。

4 保守点検内容

- (1) 保守点検は、建築保全業務共通仕様書（平成30年版）によること。
- (2) 保守点検は、年2回（6か月点検／概ね9～10月頃、1年点検／概ね3月頃）実施するものとする。
- (3) 1年点検は停電作業を伴うため、閉庁日に行うものとする。なお、作業日程の詳細は、発注者の担当職員と十分に協議したうえで決定するものとする。
- (4) 保守点検は、発注者の担当職員の監督のもとで行い、異常を発見した場合は速やかに報告すること。
- (5) 保守点検に必要な工具及び測定器具等は、原則として受注者が用意するものとする。ただし、発電機室に備え付けの工具類は、発注者の担当職員の承諾のうえ、必要に応じて使用することができるものとする。
- (6) 業務を履行するにあたり、消防法をはじめとする関係法令等を遵守し、適法かつ安全に保守点検作業を実施すること。
- (7) 発電機を試運転する際は、発注者より次の材料を支給するものとする。

ア	品名	燃料油（A重油）
イ	数量	所要量
ウ	条件	無償
エ	支給場所	現地
- (8) 潤滑油、冷却クーラント、潤滑油エレメント、燃料エレメントは、受注者の責任において調達し、交換するものとする。
- (9) ネジ部の偏締及び過度の締付けは、各部に亀裂折損等を誘発する原因となるから、特殊な場合を除いて、ハンマー締めなどを行わず、正規な締め付けを行うこと。
- (10) 点検の結果、不具合箇所が認められた場合において、交換部品を用いなくても修繕及び調整が可能な場合には、受注者の責任において行うものとする。
- (11) 点検結果の良否の判定は、点検及び試験により得られた結果と据付け時の成績等を比較するとともに、設備の構造及び経年等を総合的に考慮して判定すること。

5 提出書類

- (1) 受注者は、次の書類を発注者の担当職員に提出するものとする。

①	緊急時連絡体制図	1部	契約締結後7日以内
②	工程表	1部	契約締結後7日以内
③	業務責任者選任通知書	1部	契約締結後7日以内
④	作業計画書	2部	保守点検実施前
⑤	保守点検報告書	1部	保守点検実施後

(2) 緊急時連絡体制図

受注者は、緊急事態の発生に備えて緊急時連絡体制を確保し、その体制図を発注者の担当職員に提出するものとする。

(3) 業務責任者選任通知書

① 受注者は、業務責任者を定め発注者の担当職員に届け出るものとする。また、業務責任者を変更した場合も同様とする。

② 業務責任者は、本業務について十分な経験、知識及び技能を有する者とする。

(4) 作業計画書

受注者は、実施日時、作業内容、作業手順、業務担当者（技術者）、安全管理等を具体的に定めた作業計画書を作成し、作業開始前までに発注者の担当職員の承諾を受けること。

(5) 保守点検報告書

保守点検を終了したときは、その都度、保守点検報告書を遅滞なく提出するものとする。また、緊急対応を行った場合にも同様に提出するものとする。

(部品交換を行った場合及び緊急対応を行った場合は保守点検報告書に作業年月日がわかる写真を添付すること)

6 その他の事項

(1) 緊急対応

自家用発電設備に故障が発生、又は発生する恐れがある場合は、発注者からの要請により、直ちに故障原因の調査及び処置を行うものとする。

(2) 災害発生時の対応

自然災害等の発生により岩手県災害対策本部の設置が予想されるときには、保守点検作業の延期を指示する場合があること。また、保守点検作業中において、発注者の担当職員の指示があったときは、直ちに自家用発電設備を通常待機状態に復旧するものとする。

(3) その他

この仕様書に記載のない事項については、その都度協議のうえ処置するものとする。

別紙

保守機器明細書

保守点検の対象となる機器は、次のものとする。

- 自家用発電機 1台
- (1) 発電機
 - 製造：三菱電機株式会社
 - 型式：PG230QY-ROSS
 - 定格容量：200kVA
 - (2) ディーゼルエンジン
 - 製造：三菱ディーゼルエンジン
 - 型式：6D24-TC形
 - (3) 燃料装置
 - (4) 潤滑装置
 - (5) 始動装置
 - (6) 消音器